

東日本大震災に伴い発生した瓦れきの受け入れに関する決議

(平成24年3月22日 可決)

平成23年3月11日午後2時46分、マグニチュード9.0を記録する大地震が東北地方太平洋沖で発生し、それに伴う巨大津波の発生が、福島第一原子力発電所への壊滅的な損害初め東日本の沿岸地域を中心として甚大な被害をもたらし、現在に至ってもなお被災地の住民が耐乏生活を余儀なくされている。

このような悲惨な事態を打開するため、我が国各地の方々はもとより世界各国から救援の手が差し伸べられ、被災地の復旧と復興に向けて取り組んでいる。

本市でも、消防職員による救助は言うに及ばず、飲料水の供給、医療関係、行政関係職員の派遣や救援物資、義援金の提供、あるいは被災者の受け入れなど、さまざまな方面から復興支援に取り組んできた。

しかしながら、被災地の復旧、復興への大きな障害となっているのが、この大震災に伴い発生した膨大な瓦れきの処理が進まないことである。

政府は、福島県を除く瓦れきの処理について、全国の自治体に対して協力を呼びかけているが、受け入れの進んでいないことが実情である。

このまま全国の自治体の協力がなければ、この先長年にわたり瓦れきがそのまま放置されることになりかねず、被災地の方々の苦悩を思えば、また被災地の一日も早い復興を願う私たちの思いをかんがみれば、今こそ我が国国民の協力をもって瓦れきの処理に当たるべきである。

関西広域連合の声明では、和歌山県は大阪府とともに岩手県への支援が求められているところであり、環境省の調整により両県での協定を結ぶことで、本市は岩手県の瓦れきを受け入れ、処理することとなる。

よって本市議会は、本市に対し、科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な体制を整えるとともに、現在、本市が処理している通常の廃棄物と判断されるものについては受け入れるよう決議する。